一般社団法人日本原子力学会　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　0106-01

ホームページの維持に関する規約

平成28年4月27日　第3回広報情報委員会承認

（目　的）

1. この規約は，ホームページの維持に関する基本的考え方と方法を定め，一般社団法人日本原子力学会（以下，「本会」という）会員および外部（以下，「利用者」という）に対し，学会活動にかかる情報を適宜，適切に発信することを目的とする。

（基本方針）

1. 以下の基本方針でホームページを維持する。
	* + 1. 利用者のニーズを把握した上で，ホームページトップ画面のコンテンツを定め，必要に応じ見直す。
			2. トップ画面のコンテンツには，学会運営の理念，学会組織，主な学会活動，至近の話題等を含めるものとする。
			3. トップ画面から外部を含め必要なリンク（外部リンクおよび内部リンク）を張り，利用者が求める情報を容易に得られるように努める。
			4. 各階層のコンテンツは，学会活動の目的（定款），著作権，機微情報の有無，公序良俗等の視点で適切なものとする。

（適用範囲および対象者）

1. ホームページ画面（トップ画面およびトップ画面からリンクする各階層の画面）の維持に適用する。
	1. ホームページの作成および管理に携わる事務局職員，会員を対象とする。

（維持のための組織）

1. ホームページの内容の充実および維持を図るため，以下のとおり管理責任者（正，副）を定める。
	* + 1. トップページの管理責任者は，事務局長（正）および次長（副）とする。
			2. トップページの管理責任者は，トップページからの各リンク先（主に内部リンク）に対し，それぞれの管理責任者（正，副）を事務局から指名する。
	1. 各管理責任者は，ホームページのコンテンツの維持のために，コンテンツ毎に作成者，改訂者を決め，これらのものと密に連携を図る。

（維持のための仕組）

1. 各管理責任者は，利用者の立場に立って担当するコンテンツの内容を吟味した上で，適宜コンテンツの改訂，追加，表示方法の変更，関連情報の収集をおこなう。
	1. 各管理責任者は，1項のコンテンツの改訂，追加のうち，組織，構成員の変更については，変更後速やかにコンテンツを改訂する。
	2. トップページ管理責任者は，前項1，2の実施状況を毎月確認し，各管理責任者に対し必要な指導や助言をおこなう。
	3. トップページ管理責任者は，利用者の立場で不要と思われるリンク先ならびに長期間改訂，追加がおこなわれていないリンク先については，削除することができる。
	4. トップページ管理責任者は，年一回（9月頃を目処）ホームページの運用状況を理事会に報告すると共に，ホームページ運営上の問題が発生した場合は適宜理事会に改善策を提案する。
	5. 理事会は，トップページ管理責任者からの改善提案を受けた場合には，ホームページ利用者の立場に立って誠意をもって解決に当たる。

（外部能力の活用）

1. 本規約の実行のために，外部能力を活用することができるものとし，その財源にIT基金を充てる。
	1. 外部能力の活用にあたっては，方針，期間，実施内容，実施額を事務局で設定し，理事会の承認をもっておこなう。

（改定）

1. 本規約の改定は，広報情報委員会が決定し，理事会に報告するものとする。

附則

１　平成22年11月30日　第513回理事会制定，同日施行

２　改定履歴

1. 平成25年11月26日　第4回理事会一部改定
2. 平成26年1月30日　第5回理事会一部改定
3. 平成28年4月27日　第3回広報情報委員会承認，平成28年5月24日　第8回理事会報告

附則

１　平成25年11月26日改定の規約は決定の日から施行する。

２　平成26年1月30日改定の規約は決定の日から施行する。

３　平成28年4月27日承認の規約は，広報情報委員会承認の日から施行する。